# **人人人** 県 章

# 山形県公報

平成26年12月19日 (金) 第2607号

毎週火・金曜日発行

目 次

<del>/</del>	_
	亦
	//\

○漁業共済の契約締結の申込みについての同	意成立の届出…		(水産振興課)	$\cdots 1327$
○民有保安林の指定の解除			(林業振興課)	… 同
○道路の区域の変更		(村山総合支庁北村	山建設総務課)	…1328
○平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施	画設の概要) の-	-部改正	(空港港湾課)	… 同
○建築基準法の規定による指定構造計算適合	性判定機関の変	ご更の届出	(建築住宅課)	$\cdots 1329$
○開発行為に関する工事の完了		(村山総	合支庁建築課)	…1330
រ៉ូ	選挙管理委員会	会関係		
	告 示			
○直接請求に必要な有権者の数				同
	公	告		
		•		
○大規模小売店舗の新設の届出				
○山形県労働委員会委員候補者の推薦				
○特定調達契約に係る落札者の公告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(中央病院)	1333

告示

#### 山形県告示第1037号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約 の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 加入区の名称 鶴岡市由良加入区
- 2 加入区の区域及び漁業の区分
  - (1) 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
  - (2) 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む 漁業を主とする漁業

#### 山形県告示第1038号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 解除に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町比子字下モ山 1 の 3 から 1 の 8 まで・1 の10 から 1 の42まで・1 の44 から 1 の61まで・1 の63 から 1 の65まで・1 の67 から 1 の70まで・1 の72・1 の214・1 の218(以上67筆について次の図に示す部分に限る。)、菅里字十里塚 2 の13・2 の16・2 の18・2 の19・2 の21・2 の23・2 の25・2 の27・2 の29・2 の31・2

 $0.033 \cdot 2.036 \cdot 2.037 \cdot 2.039 \cdot 2.042 \cdot 2.044$   $1.004 \cdot 2.046$   $1.004 \cdot 2.051 \cdot 2.051 \cdot 2.051 \cdot 2.055 \cdot 2.066 \cdot 2.051 \cdot 2.05$  $2\ \mathcal{O}67 \cdot 2\ \mathcal{O}69 \cdot 2\ \mathcal{O}72 \cdot 2\ \mathcal{O}73 \cdot 2\ \mathcal{O}75 \cdot 2\ \mathcal{O}78 \cdot 2\ \mathcal{O}80 \cdot 2\ \mathcal{O}81 \cdot 2\ \mathcal{O}83 \cdot 2\ \mathcal{O}85 \cdot 2\ \mathcal{O}87 \cdot 2\ \mathcal{O}89 \cdot 2\ \mathcal{O}81 \cdot 2\ \mathcal{O}87 \cdot 2\ \mathcal$ 2の115・2の116・2の119・2の121・2の124・2の467 (以上53筆について次の図に示す部分に限る。)、字菅 野南山 $101 \cdot 104 \cdot 107 \cdot 1075 \cdot 1084 \cdot 10126 \cdot 10167 \cdot 10169 \cdot 10170 \cdot 10176 \cdot 10203 \cdot 10170 \cdot$  $10260 \cdot 10271 \cdot 10288 \cdot 10307 \cdot 8041 \cdot 67 \cdot 15901$  (以上18筆について次の図に示す部分に限る。)、 1012, 10163, 10171, 10188, 10194, 10202, 10207, 10208, 10258, 306, 3012, 3054、3の56、藤崎字下モ山88の3(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第1039号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年12月19日から平成27年1月5日まで 縦覧に供する。

平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

移動式荷役 リーチスタッカー

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
北村山郡大石田町大字大浦字矢/ 同	沢1230番174から 1230番208まで	旧	10.6 メートル く 7.2	33	メートル
同	上	新	11.9 メートル く 10.3	同	上

#### 山形県告示第1040号

平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部を次のように改正し、平成26年12月24日から施行 する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成26年12月19日

466 4.4

山形県知事 村 美 栄 子 吉

吊上げ荷重45

1.57

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の 表荷さばき施設Fの項中

3 - 98

1

1茂1双				r /	1
					J
移動式荷役	第1号リーチスタッ	3 - 98	1台	吊上げ荷重45	
機械	カー			トン	153647
	第2号リーチスタッ	3 -99	1台	吊上げ荷重45	に改める
	カー			トン	
	•				

る。

#### 山形県告示第1041号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次 のとおり変更する旨の届出があった。

平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容
  - (1) 指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

変更	前	変	更	後	変更年月日
東京都新宿区新宿二丁目1番2号		東京都新 目8番1		「宿一丁	平成26. 5.26

#### (2) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同左	平成26.12.22
福島県郡山市中町11番5号	同左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同左	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同左	
愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号	愛知県名古屋市中区栄 四丁目14番2号	
島根県松江市中原町6番地	同左	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同左	
広島県広島市中区八丁堀15番 6 号	同左	
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同左	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番38号	同左	
長崎県長崎市万才町3番4号	同 左	
宮崎県宮崎市川原町5番10号	同 左	
鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号	同左	
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同左	

#### 山形県告示第1042号

次の開発行為は、完了した。 平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成26年8月4日 指令村総建第189号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 寒河江市大字寒河江字内の袋3番、4番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

## 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月19日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,870人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,933人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

追	選挙 区名		3分の1の数	選挙区名		選挙区名		<u></u>	3分の1の数	ì	選挙	区名	Z	3分の1の数
Щ	形	市	68, 360人	村	Щ	市	7,298人	西	村	Щ	郡	11,821人		
米	沢	市	23, 187人	長	井	市	7,782人	最	١	Ŀ	郡	12, 193人		
鶴	岡	市	36,766人	天	童	市	16,904人	東	置	賜	郡	11,358人		
酒飽	田 市 海	· 郡	34, 386人	東	根	市	12,821人	西	置	賜	郡	8,621人		
新	庄	市	10,222人	尾北	花 沢 市 村 山	• 郡	7,212人	東	田	Ш	郡	8,338人		
寒	河 江	市	11,516人	南	陽	市	9,120人							
上	Щ	市	9, 153人	東	村 山	郡	7,436人							

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成27年4月19日まで縦覧に供する。

平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヤマザワ新庄宮内店

新庄市五日町字宮内245番地2外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - イ 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

ロ 株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号 代表取締役 山澤廣

ハ 未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年7月28日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 3,259平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 158台
  - (2) 駐輪場の収容台数 45台
  - (3) 荷さばき施設の面積 136平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社ヤマザワ 午前9時から翌日の午前0時まで
    - ロ 株式会社ヤマザワ薬品 午前9時から翌日の午前0時まで
    - ハ 未定 午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日

平成26年11月27日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県労働委員会の第43期委員の任期が平成27年3月21日をもって満了するため、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成26年12月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 推薦資格を有するもの
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
  - (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

- 3 推薦手続
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
    - イ 被推薦者の履歴書
    - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
    - ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
  - (2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して 提出すること。
    - イ 被推薦者の履歴書
    - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
    - ハ 定款、団体規約等の写し
- 4 推薦期間

平成27年1月9日(金)から同月30日(金)まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号)

(EII)

労働組合 (使用者団体) 名

代表者氏名

#### 推薦書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員(使用者委員)の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	住 所 (電話番号)	連絡先(電話番号)	現職	略歴	備考
	年 月 日生( 歳)	郵便番号	郵便番号			

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定 その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年12月19日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 磁気共鳴断層撮影システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 アジア株式会社 山形市あこや町一丁目5番10号
- 5 落札金額 290,520,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成26年9月19日

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3 印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社 印刷者 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056